

# 人事行政の運営等の状況の公表について

令和2年10月

市の人事行政を運営していく上で、より公正かつ透明性を高めていくために、「取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」「取手市職員倫理条例」に基づき、令和元年度における市職員の任免、給与、勤務条件の状況等と、職員の倫理の保持に関する状況と講じた施策について、その概要を公表します。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況（単位：人）

### ① 職員採用の状況（H31.4.1現在）

区 分	新規採用	再任用※	
		常勤	短時間
一般行政事務	33	11	49
現業	0	1	6
消防	8	0	10
合計	41	12	65

※再任用職員 定年退職後などに再度任用された職員

### ②退職の状況

区 分	定年	勸奨	その他	合計
一般行政事務	13	3	5	21
現業	1	0	2	3
消防	4	0	1	5
合計	18	3	8	29

### ③職員数の状況

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
一般行政事務	597	600	598
現業	36	31	28
消防	162	159	161
合計	795	790	787

※特別職・再任用（短時間）は除く

## 2 職員の給与の状況

### ①決算

会 計	給 料	職員手当等	計
一般会計	28億6,828万円	21億4,347万9千円	50億1,175万9千円
特別会計	1億6,888万1千円	1億3,614万8千円	3億502万9千円
合計	30億3,716万1千円	22億7,962万7千円	53億1,678万8千円

※特別職給与、退職手当負担金は除く

※再任用（短時間）を除く人数（790人）による一人当たり平均値は6,730,111円、  
再任用（短時間）を含めた人数（855人）による一人当たり平均値は6,218,465円

②平均給料等（一般行政職）（H31.4.1現在）

年 齢	給料月額	給与月額（給料+地域手当等の職員手当を含めた合計）
43.0 歳	31 万 6 千 900 円	43 万 6 千 225 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 勤務時間

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日曜日

② 休暇の状況

調査対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	消化率
374 人	1 万 4,083 日	4,685 日	12.5 日	33.3%

※勤務条件に関する調査による

4 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分 22 件（10 人）

②懲戒処分 5 件（5 人）

5 職員のサービスの状況 ※新規

①育児休業の取得者数 14 人

②介護休暇の取得者数 6 人

6 職員の研修および人事評価の状況

①職員研修 ※延べ人数

区 分	研 修 名 等	受講人数(※)
階 層 別	新任職員研修、メンタルヘルス研修など	347 人
専門特別	庶務担当者研修、人事評価研修など	1010 人
庁外派遣	茨城県自治研修所(18 課程)、各種研修機関(46 課程)、常総地方広域市町村圏事務組合(13 課程)、市町村アカデミーなど	348 人

②人事評価の状況

職員の勤務内容、職務上発揮した能力、勤務意欲についての評価を行い、その結果を人材育成に生かし、組織全体の能率の向上を進めるため、人事評価を行っています。

## 7 職員の福利厚生事業などの状況

### ①茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内 容
短期給付事業	病気・けが、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に保険医療などの必要な給付を行う事業
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する事業
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査など）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどの事業

### ②取手市が実施する健康診断実施状況

定期健康診断受診者数 486人（人間ドック等受診者を除く）

消防深夜勤務従事職員健康診断受診者数137人

### ③取手市職員互助会の福利厚生事業

クラブ活動の助成、人間ドック助成および宿泊助成など

### ④取手地方公平委員会からの報告事項（取手市に係るもの）

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況 0件

(3) 苦情処理の状況 0件

## 8 職員の倫理の保持に関する状況やそのために講じた施策

職員倫理条例・規則によって利害関係者との間における禁止行為を定め、職員への研修を実施することにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招く行為の防止に努めています。

また、禁止行為に当たらない場合であっても、一定の行為については報告を求め、その内容を倫理委員会で確認することにより透明性を確保しています。

▼倫理規程違反の件数 0件